

# 巻頭言

## 今、 共働Ⅱ 協同が問われている

齋藤 縣三  
わっぱの会 / 共同連

わたしが協同総研の会員になったのは1年少し前。まだ会員としては新米の口であるが、共働＝協同へのこだわりはもう30年以上も前にさかのぼる。

まだ20歳を少し過ぎたばかりの頃、障害をもつ人、もたない人が共に生きる「共同体」をつくろうと考えた。それは輪郭もまだはつきりしとしない漠然としたものにすぎなかったが、1971年、3人の仲間で共同生活を始めて以後、共働＝協同への思いは今日までわたしを支える精神的支柱となっている。特に「共に働く場」をつくろうとして「わっぱ共同体」をつくってからはそうである。「わっぱ」は、障害をもつ人、もたない人、共に働き、共に運営する場であり、能力や生産性に関係なく平等に分配することをモットーにしてきた。そして、共通した各地の場が結び合っ、1984年「差別とたたかう共同体全国連合」（現在は特定非営利活動法人・共同連）をつくった。協同労働どころか、障害者の労働も存しない「共同作業所」ではなく、共に働き、経済的に自立する「共働事業所」づくりをその目標においている。

協同総研に加わって以後、いくつかの労働者協同組合を訪問する機会をもつことができた。わたし達がつくっている障害者労働研究会で全国の「共働事業所」の実態調査をしようということになり、障害者が働く労働者協同組合を菅野さんから紹介されてである。企業組合群馬中高年雇用福祉事業団や伊丹労働者協同組合などで障害をもつ人が働く様子を見ることができて大変うれしかった。

それまで、協同組合運動には大いに疑問を感じていたからである。生協等が障害者の作業所を支援・協力する例は多くあっても、協同組合の中で生協などで障害者が働く様は余り伝わってこなかったからである。協同労働がどこまでわたし達の求める「共働」とつながっているのか、協同労働がどこまで差別的で能力主義的な労働をのり越えているのか？

そこに一つの答えを与えてくれたのが、イタリアの社会的協同組合である。田中夏子さんの力でサルディニャ島からプロジェクトH（アッカ）のサンナさんを昨年8月に日本に招き、本年1月には、わたしがイタリアにいき、社会的協同組合の一端にふれることができた。一般企業での雇用や作業所や授産施設での福祉的就労（といっても実際は作業訓練にすぎない。）しかない日本に対し、イタリアには違った選択肢がある。障害者、高齢者へのサービスを行うA型と障害者が30%以上参加するB型があり、A型からB型への発展を「障害者がサービスを受けるだけでなく、自ら労働してこそ、社会参加が完結しているといえる。」とサンナは表現した。

日本では障害者の労働を課題とする運動は大幅に縮小してきてお

り、一方、支援費制度の導入もにらんで、障害者への生活サービスを行う団体が増えてきている。その点、H(アッカ)はA型組合であるルオーギ・コムニと渾然一体となった運営がなされており、労働参加が大切にされていると感じられた。

わが国では、障害者以上に高齢者を対象とする介護保険事業が成長している。高齢者の労働参加を進めてきた労協連も、地域福祉事業所づくりや高齢者生協の設立など積極的な事業展開が進められているようだ。でも、障害者分野では障害者の労働が福祉分野にのみ閉じ込められ、また、資格をもった専門家のサービスのみを受けざるをえなくなることが懸念されている。福祉サービスの方が売上げが保障され、また資格がないと事業として認められなくなるからである。結果、障害者の労働はますます限定され、また、人と人との相互扶助的ふれ合いが減じてくるのである。

高齢者にあっては現行の介護保険制度は同様の問題を一層はらんでいるのではないだろうか。いかに障害者や高齢者の労働参加、社会参加を保障していくのか、非障害者やより若い人との人間的交流を育てていくのが、これからの社会において問われてくる。そこに共働＝協同のもつ意味が大きい。

また、昨年9月には協同総研の岡安さんや菊地さんとフィリピンに出かけ、B B M Cという障害者の多目的協同組合と交流することができた。ここでは障害者の雇用、就労は大変厳しく、働ける所はなかなかない。障害者の雇用、就労を支える制度や経済的な援助もない。自らが働く場をつくり出し、わずかの収入でも得て、自活する道を探るしかない。ここでは障害者の労働をつくり出す意味で協同組合の役割は大きい。だから、この組合は障害者だけで構成され、フィリピンの各地に広がっている。それが根づき、力を増せば地域の中での協同はいずれ共働の課題を浮かびあがらせてくるだろう。

今年7月、共同連と韓国の障害者友権益問題研究所との第7回国際交流大会が東京で開かれる。韓国からは120名の参加があるが、ここにフィリピンのB B M Cのリチャードも参加する予定。アジアにおける共働＝協同の可能性を探れればと思っている。事実、韓国では、共同連の影響を受けて、共同作業所ではなくて、障害者の労働権を保障しようとする共働事業所が3つもつくられている。

わが国では、わたし達の「共働事業所」はそれにふさわしい法制度を有していない。それ故に様々な組織形態がとられている。会社組織や企業組合にしている所もあるが、雇用助成金は少なく障害者を沢山抱えると経営は厳しい。障害者にとっては労働者としての保障はなされるが、障害の程度も限られてくる。一方、自治体からの作業所への福祉助成を得ようとする所は多い。それはその助成金が継続的に保証されるからだ。それらは任意団体や個人事業、最近ではN P O法人として営まれるところが多い。一部は社会福祉法人をつくり、国からの助成を得ようとする。しかし、自治体助成でも障害者の人数が要求され、より多くの助成金が得る授産施設では多数の障害者定員が決められている。どちらにしても、作業所や授産施設では障害者は訓練生の扱いとみなされ、労働者とはみなされない。当然そこには労働はない。

その意味で協同労働の協同組合法は急務である。その上で社会的協同組合の制度をわが国につくっていく必要がある。今日、西にも東にも世界で、共働＝協同は障害者の可能性を拓いていくことができるだろう。そこにより人間的な労働と共生の社会がみえてくる。